

第2次
あま市男女共同参画プラン
中間評価

令和9年3月
あ ま 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の性格	2
	3 第2次計画の検証（中間評価）	6
第2章	計画の基本的な考え方	9
	1 計画の目標像と基本理念	9
	2 計画の基本目標	10
	3 計画の体系	12
第3章	基本計画	*
	基本目標1 *****	*
	基本目標2 *****	*
	基本目標3 *****	*
	基本目標4 *****	*
	数値目標	*

第4章 計画の推進 _____ *

- 1 庁内における計画推進体制の充実 _____ *
- 2 市（行政）、市民、事業者等との連携 _____ *
- 3 計画推進のための進行管理と評価 _____ *

資料編

***** _____ *

- 1 ワークショップ結果概要 _____ *
- 2 男女共同参画をめぐる動き _____ *
- 3 関連法規等 _____ *
- 男女共同参画社会基本法 _____ *
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 _____ *
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 _____ *
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 _____ *
- 日本国憲法（抜粋） _____ *
- あま市男女共同参画推進条例 _____ *
- 4 「第2次あま市男女共同参画プラン中間評価」の策定体制 _____ *
- 5 用語集 _____ *

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、昭和60（1985）年に国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を受け、女性に関する政策・取組が進められる中で、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、これに基づき国は「男女共同参画基本計画」を定めて施策を推進しています。

しかし、社会全体において女性の活躍に向けた動きは拡大しているものの、依然として家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を当然視する労働慣行が課題となっています。これらを解消し、男性の家事・育児参画を促進するための環境整備や、共働き・共育ての実現に向けた取組を推進することが求められています。

また、近年では「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができるよう、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される共生社会の実現に向けた施策が推進されています。

本市においては、平成24（2012）年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、「あま市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画やDV防止、女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進してきました。

さらに、令和4（2022）年度からスタートした本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」においては、将来像を「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」と定めています。基本目標Ⅶ「交流と連携により成長するまち」では、施策の1つとして「お互いの人権を認め合うまちをつくります」を掲げ、すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指すとともに、男女共同参画の考え方による施策を推進することとしています。

この度、「第2次あま市男女共同参画プラン」が計画期間の中間年度を迎えるにあたり、最新の動向及び少子高齢化の急速な進行や人口減少による社会情勢の変化を踏まえ、本市のこれまでの5年間の取組の成果と課題について「中間評価」を実施します。

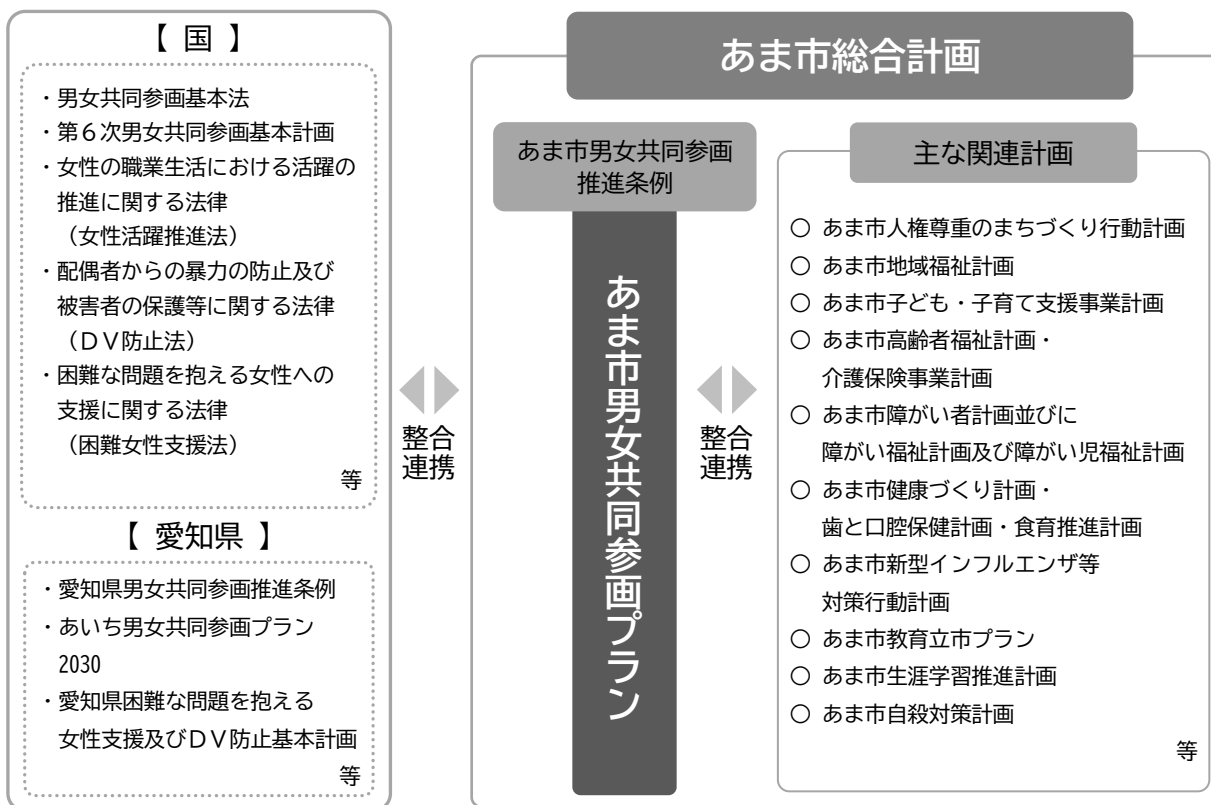
この中間評価の結果を的確に反映し、今後5年間における男女共同参画社会の実現に向けた施策をより効果的かつ総合的に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく基本計画です。

本計画内において、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という）第8条第3項に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする10年間です。

令和8（2026）年度の中間評価において、社会情勢の変化や国の「第6次男女共同参画基本計画」等の動向、市民の意識変化を的確に反映させ、今後5年間に向けた施策の見直しをします。

計画期間

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
第2次あま市男女共同参画プラン									
				中間評価					

(3) 計画の策定体制

本プランの中間評価の実施にあたっては、社会情勢の変化や市民の意識を的確に把握し、多様な視点から意向を幅広く反映させることを基本として、以下の体制と方法で進めます。

① 中間評価の検討体制

あま市男女共同参画審議会 幅広い知見を集め、客観的な視点から検討を進めるため、関係団体、有識者、公募市民などで構成される審議会において、これまでの施策の進捗状況や、今後の重点的な取組方向について審議を行います。

また、庁内においては、全庁的な連携を図るため「あま市人権施策推進本部」を設置し、プランに掲げた具体的な施策の実施状況の検証や、新たな課題への対応策について検討を行います。

② 男女共同参画に関する現状・意向の把握

「あま市男女共同参画プラン」に基づき実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和7（2025）年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、男女共同参画に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、市民参加型のワークショップを実施します。

【あま市男女共同参画に関する市民意識調査概要】

調査対象	あま市在住の18歳以上の市民から無作為抽出
調査期間	令和7(2025)年11月4日(火)から11月25日(火)まで
調査方法	郵送配布、郵送・WEB併用回収
配布数	3,000通
有効回答数	1,116通
有効回答率	37.2%

【庁内ワークショップ概要】

- 内容：3グループに分かれ、グループごとにテーマについてワークショップを実施しました。

開催日	テーマ
令和8(2026)年7月27日(月)	①男女共同参画社会の実現に向けて様々な分野で実現を阻む課題は何か ②市民の立場に立った時、行政としてどんな取組が必要か

※市民ワークショップで出た主な意見については、資料編に掲載

③ パブリックコメントの実施

中間評価の案を広く市民に公表し、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。寄せられた意見を精査し、評価内容や今後の施策展開に反映させることで、市民との協働による実効性の高い評価・見直しに努めます。

意見募集期間	令和●(20●)年●月●日(●)から 令和●(20●)年●月●日(●)まで
--------	--

(4) 計画におけるSDGsの取組

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。特にゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標における進展に死活的に重要な貢献をするものであり、あらゆる意思決定過程への女性の参画拡大や、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性の尊重を通じて、持続可能な地域づくりの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 第2次計画中間評価の検証

本プランの計画期間（令和4年度～令和13年度）の折返し地点にあたる令和8（2026）年度において、これまでの取組の進捗状況と成果指標の達成度を検証します。

（1）数値目標の評価

本プランで掲げた成果指標について、最新の「男女共同参画に関する市民意識調査（令和8年度実施）」等の結果に基づき、以下のとおり評価を行います。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本目標1の評価指標については、「地域・職場などにおいて、方針決定の場へ“参画したい”と思う女性の割合」が大きく増加し、目標を達成しました。「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合は、計画策定時から増加している者の、目標達成には至りませんでした。また、「学校教育の場において男女の地位が平等である」と思う人の割合は、大きな変化がみられず、目標達成にも至りませんでした。

評価指標	第2次計画策定時	令和8（2026） 年度	目標値 令和13年(2031) 年度
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合	56.4% 令和2（2020）年度	63.5% 令和7（2025）年度	65.0%
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.7% 令和2（2020）年度	63.5% 令和7（2025）年度	71.0%
【市民意識の変化】 地域・職場などにおいて、方針決定の場へ“参画したい”と思う女性の割合（「参画したいと思う」「どちらかといえば参画したいと思う」の合計）	21.4% 令和2（2020）年度	63.5% 令和7（2025）年度	30.0%

基本目標２ あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）

基本目標２の評価指標については、「審議会、委員会への女性登用率」「一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合」が増加し、目標を達成しました。「ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数」については増加傾向にあるものの、目標達成には至りませんでした。

評価指標	第２次計画策定時	令和８（２０２６） 年度	目標値 令和１３年（２０３１） 年度
審議会、委員会への女性登用率	２７．５％ 令和３（２０２１）年度	３２．６％	３０．０％
一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合	３７．８％ 令和２（２０２０）年度	４２．２％	４０．０％
ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数	１１社	１８社	２１社

基本目標３ 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本目標３の評価指標については、「マタニティ教室の参加率（父親）」「消防団員に占める女性の割合」で目標を達成しています。「特定健診受診率」については、大きな変化がみられず、目標達成には至りませんでした。その他「マタニティ教室の参加率（母親）」については、増加傾向にあるものの、目標達成には至りませんでした。

評価指標	第２次計画策定時	令和８（２０２６） 年度	目標値 令和１３年（２０３１）年度
特定健診受診率	４２．８％ 令和２（２０２０）年度	４３．４％ 令和６（２０２４）年度	５６．０％
マタニティ教室の参加率	母親 １５．６％ 令和２（２０２０）年度	２１．４％ 令和７（２０２４）年度	２５．０％
	父親 ９．７％ 令和２（２０２０）年度	１５．６％ 令和７（２０２４）年度	１２．０％
消防団員に占める女性の割合	０．３％ 令和３（２０２１）年度	４．７％	３．０％

基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

基本目標4については、「これまで、DVを受けたことがある」と答えた人の割合」がわずかに改善し、目標達成に至っています。「あま市における1年間あたりの犯罪認知件数」「DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合」については、計画策定時から悪化している状況であり、一層の取組強化が必要な状況です。

評価指標	第2次計画策定時	令和8（2026） 年度	目標値 令和13年(2031)年度
あま市における1年間あたりの犯罪認知件数	414件 令和2（2020）年度	648件 令和7（2025）年度	320件以下
【市民意識の変化】 「これまで、DVを受けたことがある」と 答えた人の割合	11.0% 令和2（2020）年度	9.5% 令和7（2025）年度	10.0%以下
【市民意識の変化】 DV被害者の相談できなかった理由として 「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合	11.1% 令和2（2020）年度	21.2% 令和7（2025）年度	0.0%

(2) 基本方針の評価

本プランに掲げた4つの基本目標および各基本方針に基づき実施された事業について、以下の基準で実施状況进行评估します。

評価基準	
A	計画通り事業を実施できた
B	ほぼ計画通り事業を実施できた
C	事業を実施できなかった
D	事業廃止

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A評価が●施策、B評価が●施策、C評価が●施策、D評価が●施策となっています。

◎総合評価

基本目標	A	B	C	D	E
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革					
2 あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)					
3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進					
4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり (あま市DV防止基本計画)					
合計					

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像と基本理念

本計画は、平成24（2012）年に制定した「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画です。同条例第3条に規定する5つの基本理念を継承し、多様性の尊重など最新の社会情勢を反映した現代的解釈を加えて推進します。

また、女性活躍や困難を抱える女性への支援、暴力やハラスメントの根絶などの施策を一体的に推進し、誰もが自分らしく生きられるよう、「いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で活きるまち」を計画の目標像とします。

【目標像】

いろいろな 私でいい あなたでいい
みんなが笑顔で活きるまち

【5つの基本理念】

（1）男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けことなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

（3）あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

（5）国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

基本目標1 人権尊重、多様性の理解と男女共同参画への意識改革

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。

特に、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性（SOGI）について正しい理解を促進します。また、一人ひとりの心の中に無意識のうちに存在する「男らしさ」「女らしさ」といった固定観念や偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場において、世代を超えた意識改革を推進します。

さらに、次代を担う子どもたちが、幼児期・学校教育の段階から男女平等の精神や人権尊重の意識、豊かな人間性を育ていけるよう教育環境を整備するとともに、教育や保育に携わる教職員・保育者の人権意識の向上や指導・支援体制の充実を図ります。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画と活躍の推進

（あま市女性活躍推進計画）

あらゆる分野において、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定の過程への女性の参画拡大、エンパワーメント支援をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を進めます。

行政においては各種審議会等委員や市職員の管理職・リーダーへの女性登用を率先して推進し、民間企業や地域活動の場においても意思決定への女性の参画を支援します。

また、多様なキャリア形成やリスキリング（学び直し）を支援し、女性の所得向上や経済的自立につながる職場環境の整備を図ります。

さらに、男女がともに責任を持って家庭、職場、地域活動を対等に担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら多様な生き方を選択できるよう、男性の育児休業取得促進や「共働き・共育て」を可能にする働き方の推進、男性自身や経営者・管理職に対する意識啓発を強力に進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指します。

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進 (あま市困難な問題を抱える女性支援基本計画)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「あま市困難な問題を抱える女性支援基本計画」としての性格を内包し、多様な人々が属性にかかわらず尊厳を持って安心して暮らせる地域社会を構築します。

高齢であること、障がいがあること、外国にルーツを持つこと、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、性的マイノリティであること等の多様な人々が抱える生きづらさや社会的困難に対し、相談事業や福祉サービス等の自立支援を充実させます。さらに、女性であることで、貧困、孤独・孤立、DV、家族の介護（ヤングケアラー等）などの様々な課題がより複合的かつ深刻に現れる場合があることを踏まえ、関係機関や民間団体と連携した重層的かつ切れ目のない相談支援体制を強化します。

また、生涯にわたり自分らしく生きるため、女性特有の健康上の課題（月経、妊娠・出産、更年期、女性特有の疾患など）に対するライフステージに応じた健康支援の充実と、性差に対する社会全体の理解普及を図ります。

災害対応においては、避難所運営における女性に配慮した環境づくりや、意思決定過程への女性や多様な視点を持った住民の参画を促すなど、男女共同参画の視点に立った地域防災・復興対策を推進します。

基本目標4 あらゆる暴力とハラスメントの根絶のための基盤づくり (あま市DV防止基本計画)

市民一人ひとりが「いかなる暴力も重大な人権侵害である」との強い認識を共有し、配偶者等からの暴力（DV）、デートDV、性暴力、インターネット上の性・暴力表現や誹謗中傷など、あらゆる形態の暴力の根絶を目指します。

さらに、近年社会的な対策強化が求められている職場や地域における各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等）についても、その防止に向けた意識啓発と環境整備を一体的に推進します。

被害者が直面する様々な困難や深刻な実情を受け止め、人権と尊厳を守るため、関係専門機関や地域等とのネットワークを緊密に機能させ、安心して相談できる窓口の周知、被害者の安全な保護から社会的・経済的自立に至るまで、切れ目のない総合的な被害者支援体制を確立・強化します。

3 計画の体系

〔 目標像 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本方針 〕

いろいろな
私でいい
あなたでいい
みんなが笑顔で
活躍するまち

1 人権尊重、多様性の理解と男女共同参画への意識改革



(1) 人権の尊重、多様性の理解と男女共同参画の意識啓発

(2) 子どもにとっての男女共同参画

(3) 男女平等意識を育てる教育・学習の充実と地域・家庭への浸透

2 あらゆる分野での男女共同参画と活躍の推進（あま市女性活躍推進計画）



(4) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(5) 様々な分野における男女共同参画と地域参画の拡大

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現と「共働き・子育て」の推進

(7) 誰もが働きやすい職場環境づくりと多様なキャリア支援

3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進（あま市困難な問題を抱える女性支援基本計画）



(8) 高齢者、障がいのある人、外国人市民、性的マイノリティ等への支援

(9) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援と相談体制の充実

(10) 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援

(11) 男女共同参画や多様な視点に立った地域防災の推進

4 あらゆる暴力とハラスメントの根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）



(12) 暴力やハラスメントの根絶に向けた意識啓発

(13) 犯罪防止に配慮した環境整備

(14) 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実